

広域都市計画マスタープラン(印旛広域都市圏及び印西都市計画区域)(原案)の市民意見公募手続実施要領

1 目的

この要領は、広域都市計画マスタープラン(印旛広域都市圏及び印西都市計画区域)の策定過程において、市民等に広く情報提供し、市民等が意見または提案(以下併せて「意見等」という。)を述べることができる機会を確保することにより、市民等の市政への積極的な参画を推進することを目的とした市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施について、必要な事項を定める。

2 実施主体

市民意見公募手続の実施主体は、印西市とする。

3 広域都市計画マスタープラン(印旛広域都市圏及び印西都市計画区域)(原案)の公表

市民意見公募手続に供する、広域都市計画マスタープラン(印旛広域都市圏及び印西都市計画区域)(原案)は、この要領の定めるところにより市民に対して公表するものとする。

4 意見等を提出することができる者

市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体、利害関係人。

5 意見等の提出方法

- (1) 意見等は、郵送、ファックス、印西市役所別館 2 階都市計画課窓口への持参、電子メール、閲覧場所に設置する意見回収箱への投函により提出する。ただし、都市計画課窓口への持参及び意見回収箱への投函は、施設の閉庁(閉館)時間及び、閉庁(休館)日は除く。
- (2) 様式は、別紙第 2 号様式「印西市市民意見公募手続に関する意見書」又は任意様式に、必要事項(氏名又は団体名・代表者氏名、住所又は所在地、電話番号、意見)を明記する。必要事項が明記されていない場合は、意見は無効とする。
- (3) 提出に要する諸費用は、提出者において負担する。
- (4) 意見等の提出先は、下表のとおりとする。

提出手段	提出先
郵 送	〒270-1396 印西市大森 2364 番地 2 印西市都市建設部都市計画課計画係
ファックス	0 4 7 6 - 4 2 - 6 2 0 0
窓口への持参	印西市役所別館 2 階 都市計画課計画係

電子メール	tokeika@city.inzai.chiba.jp
意見回収箱 への投函	閲覧場所（市役所（行政資料室・都市計画課窓口）、各支所・出張所・公民館・図書館・中央駅前地域交流館（コスモスパレットⅠ））に設置する意見回収箱 ※ただし、滝野出張所・本埜図書館は改修工事のため除く。

6 意見等の提出期限

令和7年10月17日（金）～令和7年10月30日（木）

※郵送の場合は令和7年10月30日の消印有効

7 資料の閲覧場所

- （1）市役所（行政資料室・都市計画課窓口）、各支所・出張所・公民館・図書館（閉庁（休館）時間及び閉庁（休館）日を除く。）
- （2）市のホームページから閲覧

8 資料の貸出し

閲覧期間中、閲覧資料の貸出しを行う。希望する方は、資料閲覧場所の窓口（市役所行政資料室の場合は、都市計画課窓口）において、別紙「市民意見公募手続（パブリックコメント）資料貸出申請書」に必要事項を記入し提出する。

なお、貸出期間は1日間とし、貸出しを受けた窓口に返却すること（翌日が閉庁日又は休館日の場合は、次の開庁日又は開館日に返却すること。）。

（例）土日祝が閉庁の場合

令和7年10月24日（金）に貸出しを受けた場合は、令和7年10月27日（月）までに返却すること。

9 意見等の取り扱い

- （1）提出された意見等は、必要事項（氏名、住所及び連絡先）が明記されていないもの、単に賛否の結論を示したのもの及び趣旨が不明確なものは意見等として取り上げないものとする。
- （2）意見等は公表するものとする。ただし、印西市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。
- （3）窓口など口頭による意見の受け付けや、意見に対する個別の回答はしません。

10 問い合わせ先

印西市都市建設部都市計画課

TEL 0476-33-4653（直通）